02.06	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
0206.10	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
020610.020	1 ほほ肉及び頭肉	50.0%	JPR3, SG1**
	2 その他のもの		
	(1) 臓器及び舌		
020610.011	－ 舌	12.8%	JPB11*****
020610.019	－ その他のもの	12.8%	JPB13*
	牛のもの（冷凍したものに限る。）		
020621.000	舌	12.8%	JPB11*****
020622.000	肝臓	12.8%	B16
0206.29	その他のもの		
020629.020	1 ほほ肉及び頭肉	50.0%	JPR3, SG1**
	2 その他のもの		
020629.010	(1) 臓器	12.8%	JPB13*
020629.090	(2) その他のもの	21.3%	B16
0206.30	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	2 その他のもの		
020630.091	(1) 臓器	8.5%	B11
	(2) その他のもの		
020630.093	〔1〕 課税価格が 1 キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kg につき 482 円	JPR5, SG2
	〔2〕 課税価格が 1 キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		
020630.094	－ 課税価格が 1 キログラムにつき、399 円未満のもの	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020630.095	－ 課税価格が 1 キログラムにつき、399 円以上のもの	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020630.099	〔3〕 課税価格が 1 キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	JPB10*, SG2
	豚のもの（冷凍したものに限る。）		
0206.41	肝臓		
020641.090	2 その他のもの	8.5%	B11
0206.49	その他のもの		
	2 その他のもの		
020649.091	(1) 臓器	8.5%	JPB8*
	(2) その他のもの		
020649.093	〔1〕 課税価格が 1 キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kg につき 482 円	JPR5, SG2
	〔2〕 課税価格が 1 キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		

020649.094	－ 課税価格が 1 キログラムにつき、399 円未満のもの	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020649.095	－ 課税価格が 1 キログラムにつき、399 円以上のもの	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020649.099	〔3〕 課税価格が 1 キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	JPB10*, SG2
02.07	肉及び食用のくず肉で、第 01.05 項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		
020712.000	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	11.9%	B11
0207.14	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		
	2 その他のもの		
020714.210	(1) 骨付きのもも	8.5%	B11
020714.220	(2) その他のもの	11.9%	B6
	七面鳥のもの		
020725.000	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	3.0%	EIF
0207.27	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		
020727.200	2 その他のもの	3.0%	EIF
	あひるのもの		
020742.000	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	9.6%	EIF
020743.000	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	3.0%	EIF
020744.000	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	9.6%	B6
0207.45	その他のもの（冷凍したものに限る。）		
020745.010	－ 肝臓	3.0%	EIF
020745.090	－ その他のもの	9.6%	EIF
02.09	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）		
020910.000	豚のもの	6.0%	EIF
02.10	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール		
	豚の肉		
0210.11	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		
021011.010	〔1〕 課税価格が 1 キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格（豚肉加工品に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 の 3 の 2 に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第 4 項第 1 号に定める価格をいう。以下この項及び第 16.02 項において同じ。）を、当該区分に対応する同法別表第 1 の 3 に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の〔2〕に定める率（例えば、9.8%の場合は 0.098）に 0.6 を加えた数で除し、これに 1.5 を乗じて得た価格をいう。以下この項及び第 16.02 項において同じ。）以下のもの	1kg につき豚肉加工品に係る基準輸入価格に 1.5 を乗じて得た額と課税価格に 0.6 を乗じて得た額との差額	JPB11*, SG3
021011.020	〔2〕 課税価格が 1 キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	JPB11**, SG3